

愛媛県立今治病院整備事業  
要求水準書

付属資料Ⅱ 諸室リスト・凡例

令和7年9月(令和8年3月修正)

愛媛県

【諸室リストについて】

諸室リストは、本事業における施設整備において、主要な室の機能や性能等の要求水準を示すものである。加點審査項目提案書の作成に当たっては、室条件を充足しながら、室の配置、扉の位置、必要となる設備の仕様・位置・数量等を計画すること。

事業者は、設計業務において、病院各部門の要望を十分に反映させるため、詳細な室条件について県及び病院に対してヒアリングを実施すること。また、事業者は、ヒアリングにて収集した要望を県と十分に協議のうえ整理を行い、諸室の各種要件について確認を行うこと。特に、本事業による施設整備にて備え付けるものや医療機器に必要な設備・構造、備品レイアウトと合致した計画を行うこと。諸室リストに記載のある内容は、原則その条件を満たすこと。ただし、ヒアリングの結果等により使い勝手を配慮した上で諸室リストと異なる内容を提案し、その提案を県が承諾した場合は、同提案内容は要求基準を上回る水準とみなし、諸室リストの内容の変更を認めるものとする。電気室、機械室、DS・PS・EPS等は、計画の考え方によりその必要数や必要面積が変化すると考えられるため、事業者各々の計画に則り適宜計画すること。CTやMRIなどの機器特有の機械室等も機種に応じて計画すること。

また、本事業は、救急医療、周産期医療及び災害拠点病院機能を提供できる病院を目指すものであり、当該病院に当然備えるべき機能レベルは、施設要求水準欄に示す各室特有のものを除き記載していない。事業者は適切な判断により各諸室、設備等を計画すること。

なお、諸室の種類に応じて当然備えるべきものとしては、一般的に階段・廊下の手摺、トイレ及び浴室等の補助手摺、ブラインド、カーテンレール(カーテンは別途工事)、カーテンボックス、スクリーンボックス、ピクチャーレール、各種サイン、障害者用表示・案内、感染予防消毒液収納、靴拭きマット、ストレッチャーガード、コーナーガード、点滴フック・レール、各種カウンター、化粧鏡、収納及び収納扉の耐震ロック機能、収納棚、消火器ボックス、避難器具、ペーパータオル、ハンドドライヤー、ベビーシート、浴室・脱衣室等の局所的な暖房器具等が該当する。

また、病院機能上、各種医療機器機能上、診療報酬基準、法令順守、保守管理等で当然必要となる設備については適切に計画すること。

以下諸室リストの各項目について凡例を示す。

【全般】

全般記号凡例	
(想定面積)	1 室当たりの面積を示す。 (1) 「以上」の記載の部屋については記載されている想定面積以上を確保すること。 (2) 「程度」の記載の部屋については記載されている想定面積の±3%以内とすること。なお、室の機能を鑑みて運用に支障のない面積とすること。 (3) 「適宜」の記載の部屋については施設要求水準・備考欄に記載の機器・什器・備品の配置が可能で内部通路スペースの確保など運用に支障のない面積とする。
(施設要求水準)	特有の使い方をする部屋用途の説明及び室における特有の設計水準がある場合に記載している。諸室の種類に応じて当然備えるべきものについては、記載がなくとも設置を行うこと。

【建築等】

建築関係記号凡例	
(吊戸棚)	「○」印のある部屋については諸室の特性に配慮の上、設置すること。
(カウンター)	「○」印のある部屋については諸室の特性に配慮の上、設置すること。
(流し台)	「医・レバー・単」印のある部屋には、医療用流し台を設置し、レバーハンドルの単水栓を諸室の特性に配慮の上設置すること。 「医・自動・単」印のある部屋には、医療用流し台を設置し、自動の単水栓を諸室の特性に配慮の上設置すること。 「医・レバー・混」印のある部屋には、医療用流し台を設置し、レバーハンドルの混合栓を諸室の特性に配慮の上設置すること。 「医・自動・混」印のある部屋には、医療用流し台を設置し、自動の混合栓を諸室の特性に配慮の上設置すること。 「レバー・混」印のある部屋には、流し台を設置し、レバーハンドルの混合栓を諸室の特性に配慮の上設置すること。
(洗面化粧カウンター・洗面化粧台)	「レバー・単」印のある部屋については、洗面化粧カウンターまたは洗面化粧台を設置し、レバーハンドルの単水栓を諸室の特性に配慮の上設置すること。 「レバー・混」印のある部屋については、洗面化粧カウンターまたは洗面化粧台を設置し、レバーハンドルの混合栓を諸室の特性に配慮の上設置すること。

【電気設備】

(共通事項)

原則、「病院設備設計ガイドライン(電気設備編)HEAS-04-2021(設計時の最新版)」、「JIST1022 病院電気設備の安全基準」及び電気設備学会「病院電気設備の設計・施工指針」に準じて計画すること。

電気設備記号凡例	
(電話、TV)	(1) 標準的な設置個所を示す。 (2) 記載のない部屋については共通事項に基づき事業者の適切な判断により計画すること。
(患者呼出、ナースコール、インターホン)	(1) 標準的な設置個所を示す。 (2) 記載のない部屋については共通事項に基づき事業者の適切な判断により計画すること。
(医療機器用配管)	(1) 標準的な設置個所を示す。 (2) 心電モニター、分娩監視装置用などを示す。 (3) 記載のない部屋については共通事項に基づき事業者の適切な判断により計画すること。
(LAN)	(1) 標準的な設置個所を示す。システム構成については県と十分協議すること。 (2) 記載のない部屋については共通事項に基づき事業者の適切な判断により計画すること。 (3) 電子カルテとは電子カルテ、部門システム、PACS、医事会計等のネットワークを総称し、一般インターネットとは医療職向け、事務職向けネットワークを総称する。
(コンセント)	(1) 標準的な設置個所を示す。 (2) 特殊電源とは単相 200V、三相 200V、単独回路を必要とする大容量コンセントを示す。 (3) コンセントの数量、容量等については共通事項に基づき事業者の適切な判断により計画すること。
(照明器具)	(1) 標準的な回路構成を示す。 (2) 照度、グレア、点滅区分等については、共通事項に基づき事業者の適切な判断により計画すること。

【機械設備】

(共通事項)

原則、「病院設備設計ガイドライン(空調設備編)HEAS-02-2022」、「病院設備設計ガイドライン(衛生設備編)HEAS-03-2021」、「新しい感染症病室の施設設計ガイドライン」に準じて計画すること。

機械設備記号凡例	
(空調運転時間)	(1) 空調運転時間を示す。 定時:7:00 頃から 18:00 頃など、主に昼間決められた時間連続運転する室。 24 時間:年間を通じて 24 時間連続的に運転、または随時運転する室。
(給水)	(1) 最低限供給の必要な室を示す。設置される機器・器具の種類、仕様、数量に応じて適切に計画すること。 (2) 記載のない室は、共通事項に基づき事業者の適切な判断により計画すること。
(給湯)	(1) 最低限供給の必要な室を示す。設置される機器・器具の種類、仕様、数量に応じて適切に計画すること。 (2) 記載のない室は、共通事項に基づき事業者の適切な判断により計画すること。
(排水)	(1) 最低限供給の必要な室を示す。設置される機器・器具の種類、仕様、数量に応じて適切に計画すること。 (2) 記載のない室は、共通事項に基づき事業者の適切な判断により計画すること。
(ガス)	(1) 最低限供給の必要な室を示す。設置される機器・器具の種類、仕様、数量に応じて適切に計画すること。 (2) 記載のない室は、共通事項に基づき事業者の適切な判断により計画すること。
(蒸気)	(1) 最低限供給の必要な室を示す。設置される機器・器具の種類、仕様、数量に応じて適切に計画すること。 (2) 記載のない室は、共通事項に基づき事業者の適切な判断により計画すること。
(特殊排水)	(1) RI 系統、感染系統、中和処理系統、透析系統、厨房系統、高温高压排水等特殊な排水の必要な室を示す。必要に応じて適切な排水処理設備を設けること。 設置される機器・器具の種類、仕様、数量に応じて適切に計画すること。 ① RI 系統 ・RI 管理区域からの放射性物質を含んだ排水。 ② 感染系統 ・検査部門、洗濯・修繕室などからの感染性排水。 ③ 中和処理系統 ・洗浄室などからの洗浄排水。 ④ 透析系統 ・人工透析排水。 ⑤ 厨房系統 ・厨房エリアからの油脂分を含んだ排水。

	<p>⑥ 高温高圧排水</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中材部門からの高温高圧排水(オートクレーブなど)。</li> </ul>
(医療ガス)	<p>(1) 最低限供給の必要な室を示す。設置される機器・器具の種類、仕様、数量に応じて適切に計画すること。なお病室については、原則ベッド毎に設置すること</p> <p>① 酸素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・○印のある部屋についてアウトレットを設置すること。</li> </ul> <p>② 吸引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・○印のある部屋についてアウトレットを設置すること。</li> </ul> <p>③ 空気</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・○印のある部屋についてアウトレットを設置すること。</li> </ul> <p>④ 笑気</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・○印のある部屋についてアウトレットを設置すること。</li> </ul> <p>⑤ 窒素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・○印のある部屋についてアウトレットを設置すること。</li> </ul> <p>⑥ 二酸化炭素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・○印のある部屋についてアウトレットを設置すること。</li> </ul> <p>⑦ 余剰ガス排気</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・○印のある部屋についてアウトレットを設置すること。</li> </ul>
(衛生器具)	<p>(1) 最低限設置の必要な室を示す。諸室の特性を配慮の上設置すること。記載のない室は、共通事項に基づき事業者の適切な判断により計画すること。</p> <p>① 手洗器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者及び医療従事者用に設置。感染防止のため自動水栓を原則とし、溢水口なしとする。「自動」は自動水栓、「レバー」はレバーハンドル、「単」は単水栓、「混」は混合水栓(水とお湯の混合)を示す。</li> </ul> <p>② スタッフ用手洗器(ゲースネック水栓)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者用に設置。感染防止のため自動水栓とし、溢水口なしとする。自動水栓は、残留塩素濃度確保のため単水栓(水のみ)を原則とし、感染対策が必要な部屋に設置する水栓は、肘まで洗える十分な深さのあるシンクとすること。</li> </ul> <p>③ 手術用手洗器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・○印のある部屋について設置すること(医療従事者用)。センサーの前に手をかざすだけで水の出し止めができるものとする。</li> </ul> <p>④ 掃除流し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・○印のある部屋について設置すること。</li> </ul> <p>⑤ 汚物流し</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・○印のある部屋について設置すること(医療従事者用)。汚物を扱った医療従事者が水栓に接触することなく洗浄できるよう、センサースイッチとすること。</li> </ul> <p>⑥ 乳児バス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・○印のある部屋について設置すること。</li> </ul> <p>⑦ オストメイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・○印のある部屋について設置すること。</li> </ul> <p>⑧ シャワー水栓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・○印のある部屋について設置すること。やけど防止のため、サーモスタット付とすること。</li> </ul>
--	---





















































